

# 特定生産緑地 「指定手続きのしおり」

2022年9月 町田市

## 特定生産緑地について

特定生産緑地制度は、生産緑地の指定から30年を経過する前に農地所有者から申請をしていただくことにより、これまでの生産緑地の優遇措置等が10年間延長されます。

### 【特定生産緑地を選択すると】

- 固定資産税、都市計画税は引き続き農地評価・農地課税が継続されます。
- 相続発生時、次世代の方が相続税の納税猶予の適用を受けることができます。
- 10年毎に継続の可否が判断できるがその間の買取申出には制限（死亡もしくは故障）があります。

※特定生産緑地を選択される方は、次ページの「指定手続きに必要な書類」をご提出ください。

### 【特定生産緑地を選択しないと】（指定から30年経過後）

- いつでも市に買取申出をすることができます。
- 固定資産税、都市計画税が段階的に宅地並み課税に引き上げられます。
- 農地として利用していても相続発生時、次世代の方が相続税の納税猶予の適用を受けることはできません。

（現世代の方の納税猶予は継続されます。）

※申請書に記載されているすべての生産緑地（平成6年、7年指定）を特定生産緑地に移行しない場合、「特定生産緑地の指定を希望しない旨の確認書」の提出をお願いします。（郵送可）

## 注意

※適正に管理されていない生産緑地は特定生産緑地に指定できない場合があります。

※30年経過後は特定生産緑地の指定を受けることはできません。

（平成6年指定の生産緑地をお持ちの方で特定生産緑地へ移行をご希望される場合は2023年3月31日（金）が申請受付の最終期日です。）

## 指定手続きに必要な書類

以下の書類をご用意ください。（①、②は市のHPより取得できます）

- ①特定生産緑地指定申請書（第1号様式）
- ②特定生産緑地指定同意書（第2号様式）
- ③土地登記簿謄本（全部事項証明書）  
★下記東京法務局で取得できます
- ④案内図（地図のコピーなどの農地の場所が案内できるもの）  
（当該農地を赤線で囲ってください）
- ⑤公図写（当該農地を赤線で囲ってください）  
★下記東京法務局で取得できます
- ⑥印鑑登録証明書（農地等利害関係人全員分）  
★市民課等で取得できます
- ⑦窓口に来られる方の身分証明書  
（運転免許証、マイナンバーカード等顔写真入りのもの）
- ⑧委任状（本人または、同居の家族がお越しになれない場合）
- ⑨実測図（一部指定、実測指定の場合）

※土地登記事項証明書、公図写、印鑑登録証明書は発行から3ヶ月以内のもの。原本とコピーをお持ちいただければ原本はお返しいたします。

③土地登記簿謄本（全部事項証明書）、⑤公図写 の取得について

### 東京法務局 町田出張所

所在地：町田市森野二丁目28番14号 町田地方合同庁舎  
電話：042-722-2414（代表）

⑥印鑑登録証明書の取得について

### 市庁舎1階市民課、各市民センター、連絡所

利用者証明書用電子証明書を搭載したマイナンバーカード、証明書自動交付サービス利用登録済みの住民基本台帳カードをお持ちの方は全国のコンビニエンスストアでも取得できます。

問合せ：町田市役所市民課 電話：042-724-2864

## 特定生産緑地指定スケジュール

1994（平成6）年、1995（平成7）年に指定した生産緑地の場合

年	2022年度申請	備考
2022	10/3 特定生産緑地指定 申請受付開始 	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>申請書は市庁舎8階（804窓口）土地利用調整課まで直接ご提出ください。（郵送での受付はしておりません）</u></li> <li>• 申請手続きは事前の予約制です。あらかじめご予約のうえ、ご来庁ください。 土地利用調整課(042-724-4254)</li> </ul>
2023	3/31 特定生産緑地指定 申請 受付終了 ↓ 4月～適否審査 ↓ 10月ごろ 「都市計画審議会」	<p style="text-align: center;"><b>※平成6年指定の生産緑地を特定生産緑地に移行を希望される方は2023年3月31日（金）までに申請書をご提出ください。（最終期限）</b></p>
2024	1/1 指定公示 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;">                         10月21日特定生産緑地効力発生（平成6年指定の場合）                     </div>	<p>平成7年指定の生産緑地を特定生産緑地に移行を希望される方は2023年度申請が最終年度になります。（2023年10月から2024年3月に受付予定）</p>
2025	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;">                         11月10日特定生産緑地効力発生（平成7年指定の場合）                     </div>	

※申請書に記載されているすべての生産緑地（平成6年、7年指定）を特定生産緑地に移行しない場合、「特定生産緑地の指定を希望しない旨の確認書」の提出をお願いします。（郵送可）

# チェックリスト

特定生産緑地申請の準備の際、ご活用ください。

書類	チェック	内 容
① 申請書		申請者の住所、氏名、連絡先を記入し、実印を押印しましたか？ (右上の日付は提出した日に記入していただくので空欄のままにしてください)
		特定生産緑地に指定を希望する生産緑地は「指定希望」の欄に○印をもら なく記入しましたか？
② 同意書		右上の日付は提出した日に記入していただくので空欄のままにしてください。
		農地等利害関係人の欄は申請者本人を含め、もれなく記入し、実印を押印 しましたか？(税務署に関して、押印は不要です)
③ 添付書類		申請者を含む農地等利害関係人全員分の印鑑登録証明書は添付しまし たか？(税務署に関して、印鑑登録証明書は不要です。)
		特定生産緑地に指定を希望する生産緑地の全筆分の土地登記簿謄本(全部 事項証明書)は添付しましたか？
		土地登記簿謄本(全部事項証明書)、公図写、印鑑登録証明書は発行から 3ヶ月以内のものでしょうか？
		案内図、公図写は該当農地を赤線で囲いましたか？
		一部指定、実測指定の方の場合、実測図を添付しましたか？
④ 申請に際して		土地利用調整課へ事前のご予約はいただけましたか？
		土地登記簿謄本(全部事項証明書)、公図写、印鑑登録証明書は原本とコ ピーをお持ちいただければ、原本はお返し出来ます。コピーでの提出をご 希望の場合、原本はお持ちいただいていますか？
		窓口に来られる方の運転免許証、マイナンバーカード等の顔写真付きの身 分証明書はお持ちになりましたか？
		代理人が提出する場合、委任状は作成しましたか？
その他		申請書に記載されている生産緑地すべてを特定生産緑地に移行しない場 合、「特定生産緑地の指定を希望しない旨の確認書」の提出をお願いします。

## 問合せ・申請予約受付

(8:30から12:00、13:00から17:00まで 土日祝日を除く)

町田市都市づくり部 土地利用調整課 土地利用係

市庁舎8階804窓口 / TEL 042-724-4254